

## 教育基本法の改定に反対する意見書

政府は、教育基本法の全面改定法案を国会に提出した。

法案の最大の問題点は、現行教育基本法が子どもたち一人一人の「人格の形成」を目指す教育から、「国策に従う人間」をつくる教育へと、教育の目的を180度転換させようとしていることであり、憲法第9条を改悪する方向と一体のものである。「愛国心」とは海外で戦争する国に忠誠を誓えということになる。

法案は新たに第2条、「教育の目標」をつくり、「我が国と郷土を愛する態度」など20項目の徳目を列挙し、その目標達成を義務づけようとしている。

「教育の目標」として詳細な「徳目」を、学校で「国を愛する態度」が評価されたらどうなるか。時々の政府によって特定の価値観が強制され、子どものやわらかい心が政府の特定の鋳型にはめられることになる。憲法第19条が保障した思想・良心・内心の自由が侵害されるのは明らかである。

市民道徳を培うことは大切なことだが、その内容は憲法と教育基本法からおのずと導かれ、一人一人の「人格の完成」を目指す教育の自主的な営みの中でこそ培われるものであり、市民道徳は法律によって義務づけられ強制されるべきものではない。

また、法案が「教育の目的」を達成するために、教育に対する政府の権力統制・支配を無制限に拡大しようとしていることも重大な問題である。現行教育基本法は第10条で「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接責任を負って」と国家権力による教育内容への不当な介入を厳しく禁止している。提出された法案は「教育諸条件の整備」を削除し、「国民全体に直接責任を負って」や、教員は「全体の奉仕者」という規定も削除している。

「教育はこの法律の定めるところにより」行うとされ、教育振興基本計画で教育内容を決め、実施、評価することができるとしている。これでは、国が法律で命ずるとおりの教育を行えということになる。これこそ、教育の自主性、自律性、自由を尊重するという憲法の民主的原理を根本からじゅうりんし、政府が教育内容のすべてを支配するという最悪の教育統制そのものと言わなければならない。

教育基本法を改定するためには、明確な理由と国民の支持がなければならない。今、政府の「改正案」を積極的に受けとめ、それを多くの国民が支持するような状況はなく、主権者である国民の中から切実な要求としても起こってはいない。各種の世論調査で示されているのは逆の状況である。

教育基本法の改定は、子どもたちの成長に深刻な悪影響を及ぼすとともに、日本の平和と人権、民主主義にとって極めて重大な危険をもたらすものである。それは憲法の平和と民主主義の理念に反する暴挙である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、教育基本法の改定に強く反対し、法

案の廃案を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月28日

三鷹市議会議長 石 井 良 司